

退職所得の分離課税に係る市民税・府民税の特別徴収について

退職所得（退職手当等）に係る市民税・府民税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払の際に、特別徴収していただくことになっています。

分離課税に係る市民税・府民税 所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に和泉市に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人等は除かれます。

分離課税に係る市民税・府民税 所得割の計算

●勤続年数より退職所得控除額を求める。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年を超える	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者になったことに直接起因して退職された場合は、計算した退職所得控除額に100万円を加算します。

●退職手当等の収入金額－退職所得控除額＝退職所得控除後の金額

●退職所得控除後の金額×1/2＝退職所得金額（※1）

●退職所得金額×税率（市民税6％、府民税4％）＝税額

●計算例●

～ 就職日：平成7年1月10日 退職日：令和6年1月10日 退職手当金：20,306,632 円 の場合 ～

①退職所得控除額を算出する

平成7年1月10日 から 令和6年1月10日・・・29年+1日 → 切り上げて30年とするため、
退職所得控除額は、8,000,000 円+700,000 円×(30年-20年)=15,000,000 円

②退職手当金から退職所得控除額を控除する

20,306,632 円-15,000,000 円=5,306,632 円

③ ②を1/2し、課税退職所得金額を算出する（※1）

5,306,632 円×1/2=2,653,316 円 → 1,000 円未満は切り捨てとするため、
課税退職所得金額は、2,653,000 円（※2）

④ 税額を計算する

税率・・・市民税：6％ 府民税：4％（※3）

市民税：2,653,000 円×6%=159,180 円 → 100 円未満は切り捨てとするため、159,100 円

府民税：2,653,000 円×4%=106,120 円 → 100 円未満は切り捨てとするため、106,100 円（※4）

納入手続き

退職手当が支払われる際、所得税と同様に市民税・府民税を徴収し、徴収した翌月10日までに給与分特別徴収税額とあわせて納入してください。（納入書の金額訂正の方法は、納入書の裏面をご確認ください）

なお、納入書の作成にあたっては、必ず退職所得分金額欄に納入金額を記入するほか、「退職手当等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の納入申告書」へ所要事項を記入し、和泉市税務室市民税担当まで提出してください。

（※1）勤続年数5年以内の法人役員等以外の方については、退職所得控除額控除後の金額のうち300万円を超える部分については、2分の1を退職所得として課税する平準化措置の適用から除外。勤続年数5年以内の法人役員等に対する退職金については、2分の1を退職所得として課税する平準化措置の適用から除外。（上記の計算例とは計算方法が異なります）

（※2）地方税法第50条の3・地方税法第328条の2・所得税法第30条第2項

（※3）地方税法第328条の3・地方税法第50条の4

（※4）地方税法第20条の4の2第3項